

議案第67号

芽室町簡易水道給水条例中一部改正の件

芽室町簡易水道給水条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

芽室町簡易水道給水条例（昭和42年条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 管理（第28条—第33条）」を

「第5章 管理（第28条—第33条）

第5章の2 財務管理（第33条の2—第33条の6）」に改める。

第2条を次のように改める。

（簡易水道事業の設置）

第2条 生活用水その他浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

第2条の次に次の3条並びに見出し及び2条を加える。

（法の全部適用）

第2条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条

第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）

第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

（経営の基本）

第2条の3 簡易水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を

増進するように運営されなければならない。

2 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（1）上美生地区簡易水道事業

ア 給水区域 上美生市街地一円

イ 給水人口 310人

ウ 給水量 1日最大給水量 108.5立方メートル

（2）美生地区簡易水道事業

ア 給水区域 美生区、報国会の全域及び高岩区のうち、南6線39番地1、南4線40番地1、58番地2、南5線58番地2、56番地2、南6線55番地を順次結んで囲まれた区域、渋山区の一部

イ 納水人口 600人

ウ 納水量 1日最大納水量 240立方メートル

(3) 河北地区簡易水道事業

ア 納水区域 平和区、北明区、祥栄区、新祥栄町区、関山区、上関山区、毛根区、芽室太区、美蔓区、西土狩区、国見区の全域

イ 納水人口 1,160人

ウ 納水量 1日最大納水量 1,010立方メートル

(事務所)

第2条の4 簡易水道事業の主たる事務所は、芽室町東2条2丁目14番地芽室町役場内に置く。

(組織)

第2条の5 簡易水道事業の管理者は、置かないものとする。

第2条の6 法第14条の規定に基づき、上水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。

第3条及び第5条中「町長」を「管理者」に改める。

第7条の見出し中「施行」を「施工」に改め、同条第1項中「町長」を「管理者」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「施行」を「施工」に改め、同条第2項中「施行」を「施工」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「町長」を「管理者」に、「施行」を「施工」に改める。

第7条の2第1項及び第2項中「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「法」を「水道法」に改める。

第8条第1項中「町長」を「管理者」に、「施行」を「施工」に改め、同条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第9条及び第10条中「町長」を「管理者」に、「施行」を「施工」に改める。

第12条、第13条、第14条第1項、第15条、第16条第2項、第17条第1項及び第2項ただし書、第18条第1項、第20条、第21条並びに第23条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第25条ただし書中「町長」を「管理者」に、「3カ月」を「3か月」に改める。

第26条第2号中「施行」を「施工」に改める。

第26条の2第1項、第26条の3第1項、第27条及び第28条中「町長」を「管理者」に改める。

第29条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」

に、「施行」を「施工」に改め、同項ただし書中「法」を「水道法」に改める。

第30条及び第31条中「町長」を「管理者」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第5章の2 財務管理

### (特別会計)

第33条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

### (重要な資産の取得及び処分)

第33条の3 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ、若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第33条の4 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。

### (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第33条の5 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。

### (業務状況説明書類の提出)

第33条の6 管理者は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日の分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
  - (2) 経営の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事業
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。
- 第34条第1項中「町長」を「管理者」に、「法」を「水道法」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
- 第35条第1項中「法」を「水道法」に改める。
- 第36条中「町長」を「管理者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(芽室町簡易水道設置条例及び芽室町簡易水道特別会計条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 芽室町簡易水道設置条例（昭和42年芽室町条例第52号）
  - (2) 芽室町簡易水道特別会計条例（昭和43年芽室町条例第23号）  
(芽室町課設置条例の一部改正)
- 3 芽室町課設置条例（令和2年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条水道課の項を次のように改める。

#### 水道課

- (1) 下水道に関すること。  
(職員定数条例の一部改正)
- 4 職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「300人」を「299人」に改め、同条第3号中「6人」を「7人」に改める。  
(芽室町長期継続契約に関する条例の一部改正)
- 5 芽室町長期継続契約に関する条例（平成29年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「規則で」を「町長が」に改める。  
(芽室町ふるさと応援寄附条例の一部改正)

6 芽室町ふるさと応援寄附条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「規則で」を「町長が」に改める。

(芽室町上水道事業条例の一部改正)

7 芽室町上水道事業条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「町長」を「上水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条、第11条第1項及び第2項並びに第12条中「町長」を「管理者」に改める。

第13条の見出し中「施行」を「施工」に改め、同条第1項中「町長」を「管理者」に、「施行」を「施工」に改め、同条第2項中「施行」を「施工」に、「町長」を「管理者」に改める。

第14条中「町長」を「管理者」に改める。

第23条中「施行」を「施工」に改める。

第25条第1項、第27条第2項並びに第28条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第29条第1項中「施行」を「施工」に改める。

第30条第3項、第31条ただし書及び第33条中「町長」を「管理者」に改める。

第34条中「町長」を「管理者」に改め、同条第6号中「施行」を「施工」に改める。

第39条ただし書、第40条第1項、第46条、第47条第2項ただし書及び第47条の2中「町長」を「管理者」に改める。

第49条第1項第2号中「施行」を「施工」に改める。

第49条の2第1項、第49条の3第1項並びに第50条第1項及び第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第51条の2第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「施行」を「施工」に改める。

第53条中「町長」を「管理者」に改める。

第54条の2を第54条の2の2とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(特別会計)

第54条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じての一の特別会計を設ける。

第54条の3中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第54条の4の見出し及び同条中「負担づき」を「負担付き」に改める。

第54条の5第1項中「企業出納員」を「管理者」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上水道事業」に、「町長」を「管理者」に改める。

第55条中「町長」を「管理者」に改める。

#### 説明

簡易水道事業法適用化に伴い、関係条例の整備をしようとするものであります。

## 芽室町簡易水道給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p><u>第5章 管理（第28条—第33条）</u></p> <p><u>第5章の2 財務管理（第33条の2—第33条の6）</u></p> <p><u>(簡易水道事業の設置)</u></p> <p><u>第2条 生活用水その他浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(法の全部適用)</u></p> <p><u>第2条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経営の基本)</u></p> <p><u>第2条の3 簡易水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 上美生地区簡易水道事業</u></p> <p><u>ア 給水区域 上美生市街地一円</u></p> <p><u>イ 給水人口 310人</u></p> <p><u>ウ 給水量 1日最大給水量 108.5立方メートル</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第5章 管理（第28条—第33条）</u></p> <p><u>第2条 削除</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 美生地区簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 美生区、報国区の全域及び高岩区のうち、南6線39番地1、南4線40番地1、58番地2、南5線58番地2、56番地2、南6線55番地を順次結んで囲まれた区域、渋山区の一部</p> <p>イ 給水人口 600人</p> <p>ウ 給水量 1日最大給水量 240立方メートル</p> <p>(3) 河北地区簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 平和区、北明区、祥栄区、新祥栄町区、関山区、上関山区、毛根区、芽室太区、美蔓区、西土狩区、国見区の全域</p> <p>イ 給水人口 1,160人</p> <p>ウ 給水量 1日最大給水量 1,010立方メートル</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条の4 簡易水道事業の主たる事務所は、芽室町東2条2丁目14番地芽室町役場内に置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条の5 簡易水道事業の管理者は、置かないものとする。</p> <p>第2条の6 法第14条の規定に基づき、上水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。</p> <p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給す</p>	(給水装置の定義) 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給す

改正案	現 行
<p>るために、<u>管理者</u>の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造又は撤去しようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申込み、その承認をうけなければならない。</p> <p>(工事の施工)</p> <p>第7条 給水装置工事は、<u>管理者</u>が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、自らこれを施工することができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>管理者</u>が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(給水及び給水用具の指定)</p> <p>第7条の2 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メ</p>	<p>るために、<u>町長</u>の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造又は撤去しようとする者は、<u>町長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>町長</u>に申込み、その承認をうけなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、<u>町長</u>が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。ただし、<u>町長</u>が必要と認めたときは、自らこれを施工することができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>町長</u>が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求める能够である。</p> <p>(給水及び給水用具の指定)</p> <p>第7条の2 <u>町長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メ</p>

改正案	現 行
<p>メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 第1項の規定による指定の権限は、<u>水道法</u>第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 管理者が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。</p> <p>(工事費の納入)</p> <p>第9条 管理者が施工する給水装置の工事費は、管理者が指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 管理者は配水管の移転、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施工することができる。</p> <p>(給水の申込み)</p>	<p>メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。</p> <p>(工事費の納入)</p> <p>第9条 町長が施行する給水装置の工事費は、町長が指定する期日までに納入しなければならない。</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 町長は配水管の移転、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施工することができる。</p> <p>(給水の申込み)</p>

改正案	現 行
<p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申込み、その承認を受けなければならぬ。</p>	<p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>町長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>町長</u>に申込み、その承認を受けなければならぬ。</p>
<p>(水道メーターの装置)</p>	<p>(水道メーターの装置)</p>
<p>第13条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>が必要ないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第13条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>町長</u>が必要ないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 メーターは給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。 (メーターの貸付)</p>	<p>2 メーターは給水装置に設置し、その位置は<u>町長</u>が定める。 (メーターの貸付)</p>
<p>第14条 メーターは<u>管理者</u>が設置して、水道の使用者又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸付する。</p>	<p>第14条 メーターは<u>町長</u>が設置して、水道の使用者又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸付する。</p>
<p>2と3 一略ー (水道の使用中止、変更等の届出)</p>	<p>2と3 一略ー (水道の使用中止、変更等の届出)</p>
<p>第15条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>町長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(1)と(2) 一略ー</p>	<p>(1)と(2) 一略ー</p>
<p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに<u>町長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(3) 一略ー (私設消火栓の使用)</p>	<p>(1)～(3) 一略ー (私設消火栓の使用)</p>
<p>第16条 一略ー</p>	<p>第16条 一略ー</p>
<p>2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、<u>管理者</u>の指定する町職員が立会しなければならない。</p>	<p>2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、<u>町長</u>の指定する町職員が立会しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第17条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。</p> <p>3 一略一 (給水装置及び水質の検査)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 一略一 (使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料は定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>管理者</u>は定例日以外の日に点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p> <p>第21条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(3) 一略一 (臨時使用の場合の概算使用料の前納)</p>	<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第17条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>町長</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。</p> <p>3 一略一 (給水装置及び水質の検査)</p> <p>第18条 <u>町長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 一略一 (使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料は定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ<u>町長</u>が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>町長</u>は定例日以外の日に点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p> <p>第21条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(3) 一略一 (臨時使用の場合の概算使用料の前納)</p>

改正案	現 行
<p>第23条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>管理者</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第23条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>町長</u>が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、<u>町長</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 一略一 (使用料の徴収方法)</p>	<p>2 一略一 (使用料の徴収方法)</p>
<p>第25条 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要あるときは、<u>3か月</u>まとめて徴収することができる。 (手数料)</p>	<p>第25条 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、<u>町長</u>が必要あるときは、<u>3カ月</u>まとめて徴収することができる。 (手数料)</p>
<p>第26条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一略一</li> <li>(2) 設計審査・工事検査手数料 給水装置工事を指定業者が設計<u>施工</u>する場合 給水工事費の100の1</li> <li>(3) 一略一 (負担金)</li> </ul>	<p>第26条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一略一</li> <li>(2) 設計審査・工事検査手数料 給水装置工事を指定業者が設計<u>施行</u>する場合 給水工事費の100の1</li> <li>(3) 一略一 (負担金)</li> </ul>
<p>第26条の2 給水装置の新設又は改造工事の申込者は、<u>管理者</u>が指定する期日までに負担金を納入しなければならない。</p>	<p>第26条の2 給水装置の新設又は改造工事の申込者は、<u>町長</u>が指定する期日までに負担金を納入しなければならない。</p>
<p>2 一略一 (量水器の口径別負担金)</p>	<p>2 一略一 (量水器の口径別負担金)</p>
<p>第26条の3 給水装置の新設又は水道メーターの口径の増径を伴う改造の工事申請者は、<u>管理者</u>が指定する期日までに別表第2で定める量水器設置のための負担金を納入しなければならない。既存の集合住宅で、更新時等に町で水道メーターを新設する場合も同</p>	<p>第26条の3 給水装置の新設又は水道メーターの口径の増径を伴う改造の工事申請者は、<u>町長</u>が指定する期日までに別表第2で定める量水器設置のための負担金を納入しなければならない。既存の集合住宅で、更新時等に町で水道メーターを新設する場合も同様</p>

改正案	現 行
<p>様とする。</p> <p>2 一略一 (使用料等の軽減又は免除)</p> <p>第27条 <u>管理者</u>は公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない使用料、手数料及び負担金等を軽減又は免除することができる。 (給水装置の検査等)</p> <p>第28条 <u>管理者</u>は水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 <u>管理者</u>は水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施工</u>した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>水道法</u>第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認した</p>	<p>とする。</p> <p>2 一略一 (使用料等の軽減又は免除)</p> <p>第27条 <u>町長</u>は公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない使用料、手数料及び負担金等を軽減又は免除することができる。 (給水装置の検査等)</p> <p>第28条 <u>町長</u>は水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 <u>町長</u>は水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施工</u>した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法</u>第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したとき</p>

改正案	現 行
<p>ときは、この限りでない。      (給水の停止)</p> <p>第30条 <u>管理者</u>は次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 一略      (給水装置の切り離し)</p> <p>第31条 <u>管理者</u>は次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)と(2) 一略</p> <p><u>第5章の2 財務管理</u>  <u>(特別会計)</u></p> <p><u>第33条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u>  <u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p><u>第33条の3 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならぬ簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ、若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</u>  <u>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</u></p>	<p>は、この限りでない。      (給水の停止)</p> <p>第30条 <u>町長</u>は次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 一略      (給水装置の切り離し)</p> <p>第31条 <u>町長</u>は次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)と(2) 一略</p>

改正案	現 行
<p><u>第33条の4 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</u></p> <p><u>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</u></p> <p><u>第33条の5 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。</u></p> <p><u>（業務状況説明書類の提出）</u></p> <p><u>第33条の6 管理者は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日までの分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>（1）事業の概況</u></p>	

改正案	現 行
<p>(2) 経営の状況</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事業</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第34条 管理者は、貯水槽水道（<u>水道法</u>第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（<u>水道法</u>第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、<u>水道法</u>第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 一略一 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第34条 町長は、貯水槽水道（<u>法</u>第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（<u>法</u>第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、<u>法</u>第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 一略一 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>

芽室町簡易水道給水条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p><u>附 則</u>  <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>(芽室町課設置条例の一部改正)  (課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。  政策推進課～環境土木課 一略一</p> <p><u>水道課</u>  (1) <u>下水道に関すること。</u></p>	
<p>(職員定数条例の一部改正)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>299人</u>  (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員  上水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 <u>7人</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。  政策推進課～環境土木課 一略一</p> <p><u>水道課</u>  (1) <u>上水道に関すること。</u>  (2) <u>下水道に関すること。</u></p>
<p>(芽室町長期継続契約に関する条例の一部改正)</p> <p>(委任)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>300人</u>  (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 公営企業職員  上水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 <u>6人</u></p>
	(委任)

改正案	現 行
<p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が定める。</u></p> <p>(芽室町ふるさと応援寄附条例の一部改正) (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が定める。</u></p> <p>(芽室町上水道事業条例の一部改正)</p> <p>第2条の4 法第14条の規定に基づき、<u>上水道事業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」といふ。）の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。 (共用栓の設置及び使用)</p> <p>第5条 共用栓は、<u>管理者</u>が必要と認めたものほかこれを設置し、又は使用することができない。 (給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第7条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき又は<u>管理者</u>において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人1人を選定し、連署の上届出なければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の代理人が不適当と認めたとき又は不都合の行為があると認めたときは変更させることができる。</p> <p>3 一略 (総代人の選定)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、総代人を</p>	<p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p> <p>第2条の4 法第14条の規定に基づき、<u>町長</u>の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。 (共用栓の設置及び使用)</p> <p>第5条 共用栓は、<u>町長</u>が必要と認めたものほかこれを設置し、又は使用することができない。 (給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第7条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき又は<u>町長</u>において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人1人を選定し、連署の上届出なければならない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の代理人が不適当と認めたとき又は不都合の行為があると認めたときは変更させることができる。</p> <p>3 一略 (総代人の選定)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、総代人を</p>

改正案	現 行
<p>選定し<u>管理者</u>に届出なければならない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が必要と認めたとき。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の総代人が不適当と認めたときは、変更させることができる。 (給水装置の管理)</p> <p>第10条 給水装置の使用者は、水が汚染されていることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を<u>管理者</u>に請求しなければならない。 (給水及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるとときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 一略一 (工事の申込)</p> <p>第12条 給水装置の新設、増設又は改造若しくは撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に申</p>	<p>選定し<u>町長</u>に届出なければならない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) その他<u>町長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の総代人が不適当と認めたときは、変更させることができる。 (給水装置の管理)</p> <p>第10条 給水装置の使用者は、水が汚染されていることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を<u>町長</u>に請求しなければならない。 (給水及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 <u>町長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるとときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 一略一 (工事の申込)</p> <p>第12条 給水装置の新設、増設又は改造若しくは撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ<u>町長</u>に申</p>

改正案	現 行
<p>込まなければならない。</p> <p>2 前項の申込にあたり、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等を提出しなければならない。        (工事の施工)</p> <p>第13条 給水装置工事は、<u>管理者</u>が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（当該指定の効力を失ったものを除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が<u>施工</u>する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を<u>施工</u>する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならぬ。</p> <p>3と4 一略        (材料の検査)</p> <p>第14条 工事に使用する材料は、あらかじめ<u>管理者</u>の定める検査を受けなければならぬ。この場合材料は、町の指定する場所に集積しなければならぬ。        (給水装置の変更)</p> <p>第23条 町は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても<u>施工</u>することができる。        (給水の請求)</p> <p>第25条 給水をうけようとする者は、その旨<u>管理者</u>に請求しなければならない。</p>	<p>まなければならない。</p> <p>2 前項の申込にあたり、<u>町長</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等を提出しなければならぬ。        (工事の施行)</p> <p>第13条 給水装置工事は、<u>町長</u>が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（当該指定の効力を失ったものを除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が<u>施行</u>する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を<u>施行</u>する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならぬ。</p> <p>3と4 一略        (材料の検査)</p> <p>第14条 工事に使用する材料は、あらかじめ<u>町長</u>の定める検査を受けなければならぬ。この場合材料は、町の指定する場所に集積しなければならぬ。        (給水装置の変更)</p> <p>第23条 町は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても<u>施行</u>することができる。        (給水の請求)</p> <p>第25条 給水をうけようとする者は、その旨<u>町長</u>に請求しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2 一略        (量水器の設置)</p> <p>第27条 一略</p> <p>2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。        (量水器の貸与)</p> <p>第28条 量水器は、<u>管理者</u>が設置し給水装置の所有者又は使用者に保管させる。ただし、<u>管理者</u>の承認を受けたものは、自己所有の量水器を使用することができる。</p> <p>2 一略</p> <p>3 保管者が前項の管理義務を怠ったために量水器を亡失し又は毀損した場合は、<u>管理者</u>が定める損害額を弁償しなければならない。        (量水器の試験)</p> <p>第29条 量水器の作用に関する試験は、請求によって町が<u>施工</u>する。</p> <p>2と3 一略        (配水管布設のない箇所の給水装置請求)</p> <p>第30条 一略</p> <p>2 一略</p> <p>3 第1項の工事のうち、補助配水管と認められるものであって、<u>管理者</u>がその必要を認めたものについては、補助配水管部分については、町費をもって布設することができる。        (給水の目的以外の使用禁止)</p>	<p>2 一略        (量水器の設置)</p> <p>第27条 一略</p> <p>2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は<u>町長</u>が定める。        (量水器の貸与)</p> <p>第28条 量水器は、<u>町長</u>が設置し給水装置の所有者又は使用者に保管させる。ただし、<u>町長</u>の承認を受けたものは、自己所有の量水器を使用することができる。</p> <p>2 一略</p> <p>3 保管者が前項の管理義務を怠ったために量水器を亡失し又は毀損した場合は、<u>町長</u>が定める損害額を弁償しなければならない。        (量水器の試験)</p> <p>第29条 量水器の作用に関する試験は、請求によって町が<u>施行</u>する。</p> <p>2と3 一略        (配水管布設のない箇所の給水装置請求)</p> <p>第30条 一略</p> <p>2 一略</p> <p>3 第1項の工事のうち、補助配水管と認められるものであって、<u>町長</u>がその必要を認めたものについては、補助配水管部分については、町費をもって布設することができる。        (給水の目的以外の使用禁止)</p>

改正案	現 行
<p>第31条 給水は、その目的以外に使用することができない。ただし、<u>管理者</u>が承認した場合はこの限りでない。            (届出の義務)</p>	<p>第31条 給水は、その目的以外に使用することができない。ただし、<u>町長</u>が承認した場合はこの限りでない。            (届出の義務)</p>
<p>第33条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>に届出なければならぬ。            (1)～(4) 一略一</p>	<p>第33条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ<u>町長</u>に届出なければならぬ。            (1)～(4) 一略一</p>
<p>第34条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに<u>管理者</u>に届出なければならない。            (1)～(5) 一略一            (6) 町において<u>施工</u>した標識、封かん類を毀損又は亡失したとき。            (料金の徴収)</p>	<p>第34条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに<u>町長</u>に届出なければならない。            (1)～(5) 一略一            (6) 町において<u>施行</u>した標識、封かん類を毀損又は亡失したとき。            (料金の徴収)</p>
<p>第39条 料金は、集金又は納入通知書により毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めたときはこの限りでない。            (料金の前納)</p>	<p>第39条 料金は、集金又は納入通知書により毎月25日までに前月分を徴収する。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めたときはこの限りでない。            (料金の前納)</p>
<p>第40条 臨時の給水その他<u>管理者</u>が必要と認めたときは、料金を前納させることができる。            2 一略一            (料金の認定)</p>	<p>第40条 臨時の給水その他<u>町長</u>が必要と認めたときは、料金を前納させることができる。            2 一略一            (料金の認定)</p>
<p>第46条 次の各号のいずれかに該当する場合の料金は、<u>管理者</u>の認定するところによる。</p>	<p>第46条 次の各号のいずれかに該当する場合の料金は、<u>町長</u>の認定するところによる。</p>

改正案	現 行
<p>(1)～(5) 一略            (料金徴収の原則)</p> <p>第47条 一略</p> <p>2 料金は、給水を制限し又は停止したときであっても減免しない。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めたときはこの限りでない。            (料金等の減免)</p> <p>第47条の2 <u>管理者</u>は公益上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金その他の費用を減免することができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第49条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一略</li> <li>(2) 設計審査・工事検査手数料 給水装置工事を指定業者が設計施工する場合 工事費の100分の1</li> <li>(3)と(4) 一略</li> </ul> <p>2 一略            (負担金)</p> <p>第49条の2 給水装置の新設又は改造工事の申込者は、<u>管理者</u>が指定する期日までに負担金を納入しなければならない。</p> <p>2 一略            (量水器の口径別負担金)</p> <p>第49条の3 給水装置の新設又は水道メーターの口径の増径を伴う改造の工事申請者は、<u>管理者</u>が指定する期日までに別表第2で定</p>	<p>(1)～(5) 一略            (料金徴収の原則)</p> <p>第47条 一略</p> <p>2 料金は、給水を制限し又は停止したときであっても減免しない。ただし、<u>町長</u>が特に必要と認めたときはこの限りでない。            (料金等の減免)</p> <p>第47条の2 <u>町長</u>は公益上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金その他の費用を減免することができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第49条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一略</li> <li>(2) 設計審査・工事検査手数料 給水装置工事を指定業者が設計施工する場合 工事費の100分の1</li> <li>(3)と(4) 一略</li> </ul> <p>2 一略            (負担金)</p> <p>第49条の2 給水装置の新設又は改造工事の申込者は、<u>町長</u>が指定する期日までに負担金を納入しなければならない。</p> <p>2 一略            (量水器の口径別負担金)</p> <p>第49条の3 給水装置の新設又は水道メーターの口径の増径を伴う改造の工事申請者は、<u>町長</u>が指定する期日までに別表第2で定め</p>

改正案	現 行
<p>める量水器設置のための負担金を納入しなければならない。既存の集合住宅で、更新時等に町で水道メーターを新設する場合も同様とする。</p> <p>2 一略一      (検査等及び費用負担)</p> <p>第50条 <u>管理者</u>は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。</p> <p>2 前項に要する費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>の認定によって、これを徴収しないことができる。      (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施工</u>した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>る量水器設置のための負担金を納入しなければならない。既存の集合住宅で、更新時等に町で水道メーターを新設する場合も同様とする。</p> <p>2 一略一      (検査等及び費用負担)</p> <p>第50条 <u>町長</u>は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。</p> <p>2 前項に要する費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、<u>町長</u>の認定によって、これを徴収しないことができる。      (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の<u>施工</u>した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

改正案	現 行
<p>(給水管の切断)</p> <p>第53条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合において管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p><u>(特別会計)</u></p> <p><u>第54条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、上水道事業及び簡易水道事業を通じての一の特別会計を設ける。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第54条の2の2 一略一</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第54条の3 法第34条において準用する自治法<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する<u>負担付き</u>の寄附の受領等)</p> <p>第54条の4 上水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、<u>負担付き</u>の寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第54条の5 <u>管理者</u>は、上水道事業に関し、法第40条の2第1項の</p>	<p>(給水管の切断)</p> <p>第53条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合において管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第54条の2 一略一</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第54条の3 法第34条において準用する自治法<u>第243条の2第8項</u>の規定により、上水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する<u>負担づき</u>の寄附の受領等)</p> <p>第54条の4 上水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、<u>負担づき</u>の寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が、20万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第54条の5 <u>企業出納員</u>は、上水道事業に関し、法第40条の2第1</p>

改正案	現 行
<p>規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日までの分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上水道事業</u>の経営状況を明らかにするため<u>管理者</u>が必要と認める事業</p> <p>3 一略一 (町の責務)</p> <p>第55条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（水道法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p>	<p>項の規定に基づき、毎年事業年度の4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、同書類の10月1日から3月31日までの分については、5月31日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類については、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類については、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため<u>町長</u>が必要と認める事業</p> <p>3 一略一 (町の責務)</p> <p>第55条 <u>町長</u>は、貯水槽水道（水道法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>町長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p>